

『 時間外労働の時間の管理について 』

時間外労働は、法定時間を超えた場合は割増賃金を支払わなくてはなりません。

時間外労働時間を計算するに当たり、1 日単位の時間外を 30 分単位で切り捨てることは違法になります。1 日あたりの残業については、1 分単位で集計しなければなりません。

だが事務の簡素化を考えて、1 ヶ月ごとに支給する時間外賃金は、日々の残業時間を積み上げ 1 ヶ月分を算出する際の 30 分未満は切り捨て、30 分以上は繰り上げることは違法ではありません。（行政通達 昭和 63 年 3 月 14 日 基発 150 号）

まとめ

1 日の計算は 1 分単位で

1 ヶ月の集計は、30 分単位で OK